



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

11月に入り紅葉も次第に進んできています。先日久しぶりに尾道に行く機会があり行きました。新幹線を利用する人が少ないうで、新尾道駅は閑散としていましたが、尾道駅の方はかなり人が多かったです。ちょうど商店街近くの神社の秋祭りも重なったようで、かなりの賑わいを見せっていました。観光での訪問者も少しずつ増えてきているようで、久々に観光地らしいところに出掛けたような気分になりました。



今回はオリジナルの記事は、コロナを理由にした借入にも対応拡大となる、自然災害債務整理ガイドラインに関する記事と、持分の少ない株主が取れる取締役の不正や会社状況の報告を請求できる権利についての記事を取り上げました。それ以外の記事は今回は助成金に関するものになります。

御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウィルスの早い終息をお祈り申し上げます。

コロナを理由とした借り入れにも対応が拡大へ。自然災害債務整理ガイドラインの対応範囲が拡大されます。

20.11.02 | オリジナルメルマガ



今年は倒産件数（ここでは法的整理と呼ばれるいわゆる破産や民事再生といった裁判所に申し立てる倒産手続きを前提とします）が減っている一方で、「コロナ倒産」という言葉やコロナ関連融資という厳しい状況や借入の話が出ています。

先日「自然災害債務整理ガイドライン」をコロナ関連の借り入れ等の負債整理にも拡大をするという発表（令和2年12月1日以降）がなされました。この内容や意味について簡単に触れていきます。詳細は金融庁のHPにある「自然災害債務整理ガイドライン」やその特則・Q&Aが掲載されています。



○今回の拡大の意味とは？

新型コロナウイルスが自然災害なのかという話が置いておくとして、売り上げ減少が一定以上ある場合にコロナ関連融資や利息を3年間据え置くということで今年の一時期は非常に借り入れがしやすくなっています。

した。今後返済による残高減少などがない場合には新規の借り入れが難しくなる可能性もありますが,そもそも支払いができないあるいは延滞が起きると事故情報が掲載される可能性があります（個人の場合は信用情報機関系記録）。

こうした場合の再建を図るための債務整理の進め方について定めたのがここでのガイドラインですが,そもそもは東日本大震災による打撃や生活再建を目指したもので。個人あるいは個人事業主を念頭に置いています。ここに当てはまらない会社については,愛業再生や廃業支援に関する再生支援協議会を使った方式やADRその他特定調停を使った手続きのスキームが存在しますが,ここでは省略します。

新型コロナウイルス関連で売り上げや収入が減少したこと、返済が困難となった方について,事故情報の掲載を防ぐ・家や事業を失うことなく再建を図るためのルール設定をしたというのがここでの意味合いで。これまでも,住宅ローンを抱えた形での債務整理は個別の話し合いや小規模個人再生手続きなどに住宅ローン特別条項を定めるといった方法がありました。前者はルールは厳密ではなく,後者は裁判所を通じた債務整理の手続きです。いずれにしても,事故情報が記録されます。審査を伴う新規借り入れへのハードルが高くなります。

こうしたメリットを得るためにルール設定が図れますか,他方で,①令和2年2月1日以前に延滞が続き一括請求を受けていないのが原則②粉飾行為や財産隠しがない③破産などの手続きよりも債権者にとって有利な返済が行える,等前提条件があります。簡単に言えば,一度金融機関への返済を止めて再建のための話し合いをすることで,金融機関を中心とした債権者にとって破産などよりも回収できる方法を示すことができる場合にこうした方法を使うことができます。財産や収入資料などをすべて開示する必要があります。隠したいということであればこの方法を使うことはできませんし,傷口が大きすぎる場合にも使うことはできません。

特に住宅ローンについて延滞が数か月進んでいる場合には,再建が可能なのかをよく検討する必要があります。そもそもこうしたケースでは個人再生手続きでも再建が難しいことが多いように思われますので,思いだけでなく再建見通しがあるのかどうかが重要なポイントになってくるでしょう。

○対象となる負債と進め方は?

ここでの負債整理の対象となるのは,令和2年2月1日以前の金融機関からの借り入れ・新型コロナ関連融資についての借り入れです。金融機関との集団的な話し合いをコーディネーターである登録支援専門家の指導やあっせんを受けながら進めていきます。

申し出については、必要な書類（2年確定申告書や源泉徴収票・財産に関する資料や令和2年2月1日時点での返済状況が分かる資料など）をもって主たる取引金融機関に申し出ます。この際には、申し出に至った理由や経緯を書面で提出する必要があります。そのうえで、金融機関（牛出た金融機関以外を含む銀行やクレジット会社・信販会社など、自動車ローンやリフォームローンも対象になります）との間で返済が可能かどうか・返済計画を示すという話し合いを進めていくことになります。

ここで登録支援専門家という言葉が出ていますが、登録支援専門家とは、関連機関に登録をしている弁護士など専門家のことです。個別に弁護士を依頼し手この手続きを進めることもできますが、登録支援専門家を指名することはできません。登録支援専門家はご自身や金融機関と利害関係のない方が斡旋を進めていく手続きであるためです。そのため、必ずしもご自身の思い通りに動いてくれるわけではありませんが、見通しを立てて計画案を建てて話を進める役割を持っています。

あくまでもここでの話し合いとは、個別に負債の返済方法を定めていくという任意整理と呼ばれる方法を集団的に対応していくもので、個別の資料の準備や再建可能性が十分にある方を想定します。住宅ローンについては個人再生手続きでも全く減りませんが、この手続きについても同様です。話し合いを進める間も住宅ローンの返済を求められることもあります（このこと自体はガイドライン上も可能）。情報開示や返済見通しなど状況を見通したうえでこうした手続きを使うかどうかを決める必要があります。

この手続きを進める際には住宅ローンを除き、特定の借り入れの身を返済することはできません。知り合いでから等の理由で一部だけ支払うのは、みんなに待ってもらうという手続きの意味合いに反するためです。

話し合いの期間中であってもすべての債権者が同意をすれば新規の借り入れを受けることはできますが、相応の必要性や返済見通しへの影響などの説明は必要となります。

この方法は再建見通しや資料準備ができる方にとっては意味合いが大きいところですが、こうした場合に当てはまるかどうかというのが重要な話となってきます。

持分の少ない株主がとることができる取締役の不正や会社状況の報告を請求できる権利と限界とは？

20.11.02 | オリジナルマルマガ



小さな会社の場合には代表者が全ての出資を行い・経営を行っていることが多いものの,借り入れが難しく他の方から出資を受けて会社設立や増資による業務拡大を行うことがあります。

株式について議決権制限などを行わない（そうした制度設計をしない）場合には,出資割合が過半数よりも少なければ持ち分は少ない形となります。こうした場合には過半数出資をしている側が経営権を握ることとなりますし,特に2/3を他の方が出資している場合にはその程度が大きくなります。これは,役員の解任についても多く持っている側の意向でできるためです。

こうした場合に出資持分が少ない側が,多数派の経営状況に違法などの疑いがあると思った場合にとる方法にはどのようなものがあるのでしょうか？



○会計帳簿の閲覧請求権

一つ目として,帳簿の閲覧請求権と呼ばれるものがあります。これは,議決権の3パーセント以上の株式を持っている方は,一定の場合を除き決算書類だけでなく総勘定元帳や帳票など会社経営に関する帳票関係を見せてもらうよう請求できる権利です。

多数派が会計帳簿の一部あるいはまったくいせてくれないという場合には,この方法は意味を持ちます。帳簿を見るすることで粉飾決算やその他利益配当を行わないようにする鼓動があるのかなどを知るきっかけとなりうるためです。これは単に請求ができるというだけでなく,相手先が確たる理由がなく拒否をした場合には仮処分と呼ばれる早期の開示請求を行うこともできます。

どこまでの開示を命じられるのかという問題がありますが,特に同業他社で出資をしている場合には別の問題が出てきます。それは開示拒否の根拠に当てはまりかねないという話です。開示拒否をできる場合は限定されていますが,その代表例として,開示を求める側が実質上会社と協業している場合と不当・乱用的な開示請求の場合というものがあります。

同業種である場合には競業先となりかねないこともありますが,ここでの話は競業先の帳簿情報などを得てその会社の利益を害するという場合ですので,そう言えるのかどうかがポイントです。地域や商品やサービス内容・これまでの経緯からみてどうなのかが重要になってきます。

わざわざ閲覧請求をする場合には,その会社の経営の方針などについて対立が大きくなっていることが多いケースが多いと思われます。そこに至った経緯や開示を求める理由によっては(例えば,特に不正経営はなさそうだが嫌がらせで開示を求める場合)濫用的な請求となりかねません。

開示を求めた後は,不正行為の可能性があるのかなどを考えたうえで対応を決める必要があります。とはいえ,裁判で解任を求めることができるケースや損害賠償請求ができる場合は,限られています。最悪は持っている株式の買い取り請求になりますが,売買価格がいくらか・相手先が持ち分を持っていられることへの意向によって変わってきます。

コロナ対応で『介護のための有給休暇制度』を整備する事業主を助成！

20.10.13 | ビジネス【助成金】



家族の介護をしながら働く人のなかには、新型コロナウイル

スの影響で負担が増えている人も多くいます。

休業している介護サービス事業者は少なくなりましたが、家族が高齢、または基礎疾患があるなどの場合、感染予防のため一時的に介護施設の利用を控えたいということも考えられます。

こうした状況への対応として、介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に『新型コロナウイルス感染症対応特例』が創設されています。

今回は、この制度についてご紹介します。

『新型コロナウイルス感染症対応特例』とは



【支給要件】

以下のすべての要件に該当することが必要です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、(1) の休暇を合計5日以上取得すること

※介護のための有給休暇制度は、所定労働日の20日以上取得できるものであり、法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

また、休暇中の賃金を全額支給する必要があります。

※新型コロナウイルスの影響で介護のため年次有給休暇を取得・欠勤をした従業員がいる場合、本人の同意があれば、事後的に『介護のための有給休暇』に振り替えても助成金の対象となります。

※対象となる休暇の取得期間は、2020年4月1日～2021年3月31日です。

○検査役の選任請求や差し止め請求

二つ目と三つめがここでの話になります。ただし、いずれも明確な不正行為（違法行為や定款で定めた事項への大きな違反）がないとつかうことができない手続きですし、裁判所への申し立てが必要で納めるお金も相当程度かかる可能性があるというのが難点です。

先ほど述べた帳簿の閲覧請求の結果やその他知りうる情報から、背任行為などが十分にうかがわれる場合には賠償請求だけでなく、細かな調査を検査役にしてもらう・事前であれば差し止めをしてもらうことには大きな意味があります。これに対し、背任は疑われるわけではなく単にまずい経営判断があったというだけでは、ここでの方法がとれることも多くなります。

それだけ、会社の役員の経営判断についての裁量が大きなものと裁判例上考えられているためですが、ここでのまずいという話があまりに不合理な判断と言えれば話は変わってきます。ただし、どこまで行けば著しく不合理なのかという問題もあり、確実にという話であればその範囲はそれだけ狭くなっています。

以上述べたように、少数持分での出資の場合には意見対立が大きくなり、相手先の行動に対し不信感が大きくなった場合に、とることができる方法には限界があります。先ほどの買取をしてもらうという方法もありますが、事前対応をする方法もあります。費用と手間がかかりますが、株式について種類株式というものを設計してもらい、ご自身の同意がないと勧められないよう拒否権を設定するなどの方法です。こうしたところまでするのかどうかは、出資金額や位置づけも含めてのご判断になりますが、一考の価値はあるのではないかと思われます。

【対象となる労働者】

以下のいずれかの要件に該当することが必要です。

- (1) 介護が必要な家族が通常利用している（または利用しようとしている）介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- (2) 家族が通常利用している（または利用しようとしている）介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- (3) 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

※対象となる『介護が必要な家族』の範囲は、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母のほか、同居の親族となります。

【支給額】

休暇の取得日数に応じて、対象労働者1人当たり以下の額が支給されます。

●合計5日以上10日未満……20万円

●合計10日以上……35万円

※休暇の日数は対象労働者ごとに判断します。

※1事業主当たり5人分まで申請可能。

【申請方法】

支給要件を満たした翌日から起算して2カ月以内に、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に申請します。

この特例に関しては、介護のための有給休暇制度を就業規則に定めていなくても、支給対象となりますが、就業規則等に規定し、対象労働者にかかる『介護支援プラン』を策定した場合は、通常の両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）も併給できます。

対象従業員がいる企業は、ぜひご検討してみてはいかがでしょうか。

なお、本助成金にはこれ以外にも細かい支給要件がございますので、詳細は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

※本記事の記載内容は、2020年10月現在の法令・情報等に基づいています。

